

【】 裁判所のしくみと働き

【】 裁判所の種類・三審制

[最高裁判所と下級裁判所]

[問題](2 学期中間)

次の文中の①、②にあてはまる語句をそれぞれ答えよ。

- 裁判所には(①)裁判所と下級裁判所がある。
- 下級裁判所には、(②)裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の 4 種類がある。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 最高 ② 高等

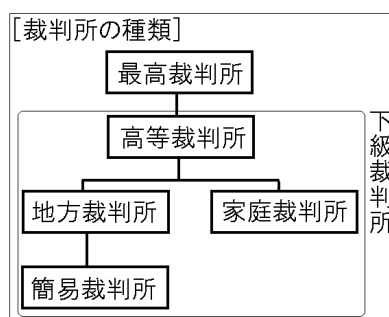
[解説]

法にもとづいて争^{あらそ}いを解決することを裁判^{さいばん}または司法^{しほう}という。憲法 76 条 1 項は、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所^{かきゅう}に属する。」と定めている。

裁判所は、大きく、最高裁判所と下級裁判所に分けることができる。最高裁判所は 1 つである(東京都千代田区にある)。最高裁判所は 15 名の裁判官から構成されている。

下級裁判所には、高等裁判所^{こうとう}(東京・大阪・名古屋・広島・福岡・高松・仙台・札幌の 8 つの都市に設置)・地方裁判所(各都府県に 1 つずつ、北海道は 4 つ、合計 50 か所)・家庭裁判所^{かてい}(50 か所)・簡易裁判所^{かんい}(438 か所)の 4 つがある。

※この単元で特に出題頻度が高いのは「最高裁判所」「高等裁判所」である。「地方裁判所」「家庭裁判所」「簡易裁判所」もよく出題される。



[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

法にもとづいて紛争を解決することを裁判または(①)という。裁判を行うのが裁判所であり、裁判所には(②)裁判所と、高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所の4種類の(③)裁判所がある。

[解答欄]

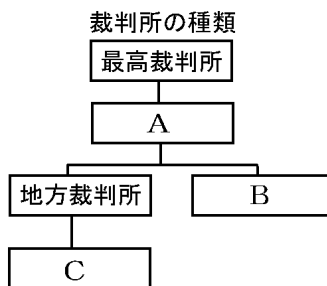
①	②	③
---	---	---

[解答]① 司法 ② 最高 ③ 下級

[問題](2 学期期末)

右図のA～Cにあてはまる裁判所を次のヒントを参考に答えよ。

- A 全国に8か所ある。近畿地方は大阪にある。
- B 家庭内の争いや未成年者についての事件などを扱う裁判所。
- C 140万円以下の民事事件と罰金刑以下の刑事事件を扱う裁判所。



[解答欄]

A	B	C
---	---	---

[解答]A 高等裁判所 B 家庭裁判所 C 簡易裁判所

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 最高裁判所以外の裁判所をまとめて何というか。
- (2) (1)のうち、全国に8か所ある裁判所の種類を答えよ。
- (3) (2)がある中国地方の都市名を答えよ。
- (4) (2)がある九州地方の都市名を答えよ。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)
-----	-----	-----	-----

[解答](1) 下級裁判所 (2) 高等裁判所 (3) 広島市 (4) 福岡市

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 高等裁判所は全国に何か所あるか。
- (2) 地方裁判所は全国に何か所あるか。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 8 か所 (2) 50 か所

[第一審の裁判所]

[問題](1 学期中間)

少年の事件や夫婦などの争いを扱う裁判所を何というか。

[解答欄]

[解答]家庭裁判所

[解説]

裁判の^{だいいっしん}第一審は、地方裁判所、家庭裁判所、^{かんい}簡易裁判所のいずれかで行われる。

未成年者の刑事事件、家庭内・^{しんぞく}親族間の^{みんじ}民事上の争いは家庭裁判所が第一審になる。

140 万円以下の民事事件、^{ばっきんけい}罰金刑以下の^{けいじ}刑事事件の場合は、簡易裁判所が第一審になる。

それ以外は、地方裁判所が第一審になる。

※この単元はときどき出題される。

[第一審の裁判所]

- ① 未成年者・家族親族 → 家庭裁判所
- ② 軽微な事件 → 簡易裁判所
(罰金刑, 140万円以下の民事事件)
- ③ ①, ②以外 → 地方裁判所

[問題](2 学期中間)

次の①～③で裁判となった場合、どの裁判所で第一審の裁判が始まるか。裁判所の種類を答えよ。

- ① 17 歳の高校生 3 人が、55 歳のホームレスの男性を登呂公園で襲い、重傷を負わせたとして警察に逮捕された。
- ② 元恋人に 80 万円を貸したが、借りた覚えはないと言って返してくれない。
- ③ 高松公園で 17 歳の少年が襲われ、全治 1 か月の重傷を負った。容疑者として 55 歳のホームレスの男性 2 人が逮捕された。登呂公園の襲撃事件の報復と見られる。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 家庭裁判所 ② 簡易裁判所 ③ 地方裁判所

[解説]

- ① 未成年者の刑事事件なので家庭裁判所が第一審になる。
- ② 140 万円以下の民事事件なので簡易裁判所が第一審になる。
- ③ 被疑者は成人であり、罰金刑を超える事件なので地方裁判所が第一審になる。

[問題](2 学期期末)

簡易裁判所で一審が行われる民事訴訟は金額がいくら以下の請求事件か。

[解答欄]

[解答]140 万円以下

[三審制]

[問題](2 学期期末改)

地方裁判所で第一審の裁判が行われた場合、その判決に不服があれば、第二審の高等裁判所へ控訴できる。第二審の判決にも不服の場合、第三審の最高裁判所へ上告できる。このように、1 つの事件で 3 回まで裁判を受けることができる制度を(X)制という。(X)制の目的は慎重な裁判によって人権を守ることである。文中の X に適語をいれよ。

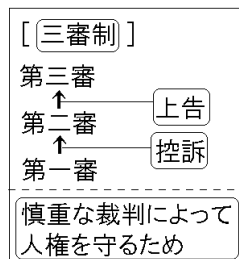
[解答欄]

[解答]三審

[解説]

国民は、同じ事件について 3 回まで裁判を受けることができる。すなわち、第一審の判決に不服があれば、第二審の上級裁判所へ控訴することができる。さらに第二審の判決に不服のときは、第三審へ上告を行うことができる。これを三審制というが、その目的は慎重な裁判によって人権を守ることである。第一審が地方裁判所の場合、(第一審：地方裁判所)→控訴→(第二審：高等裁判所)→上告→(第三審：最高裁判所)となる。

※この單元では、「三審制」「控訴」「上告」の出題頻度が非常に高い。「慎重な裁判によって人権を守るため」の出題頻度も高い。



[問題](1 学期中間)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

第一審の判決に不服の場合に上級の裁判所に訴えることを(①)という。さらに(②)といって3度目の裁判を受けることもできる。このような制度を(③)という。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 控訴 ② 上告 ③ 三審制

[問題](3 学期)

次の各問いに答えよ。

- (1) 第一審の判決に不服で、第二審を求めて訴えることを何というか。
- (2) 第二審の判決に不服で、第三審を求めて訴えることを何というか。
- (3) (1), (2)により、最大で3回まで裁判を受けることができるが、これを何というか。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 控訴 (2) 上告 (3) 三審制

[問題](2 学期期末)

下の図を見て、各問いに答えよ。



- (1) 第一審の裁判に不服な場合に行うアを何というか。
- (2) 第二審の裁判に不服な場合に行うイを何というか。
- (3) 図の場合、同じ1つの事件について3回裁判を行っている。この制度を何というか。
- (4) なぜ(3)のような制度がとられているのか。「慎重」「人権」という語句を使って簡潔に説明せよ。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

(4)

[解答](1) 控訴 (2) 上告 (3) 三審制 (4) 慎重な裁判によって人権を守るため。

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 被告人が第一審の判決に不服な場合、次の上位の裁判所に裁判のやり直しを求めて訴えることを何というか。
- (2) 第一審が地方裁判所の場合、(1)によって第二審が行われる裁判所はどこか。
- (3) わが国で、原則として3回まで裁判を受けることができる三審制がとられている理由について、簡潔に書け。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 控訴 (2) 高等裁判所 (3) 慎重な裁判によって人権を守るため。

[問題](2 学期期末)

次のア～エから正しくないものを1つ選んで、その記号を書け。

- ア 最高裁判所には、全部で15人の裁判官がいる。
- イ 高等裁判所は、全国に8か所あって、おもに第二審の裁判にあたる。
- ウ 家庭裁判所は、家庭内の争いや少年の事件を担当している。
- エ 第一審の判決に不服がある場合は、第二審の裁判所に上告することができる。

[解答欄]

[解答]エ

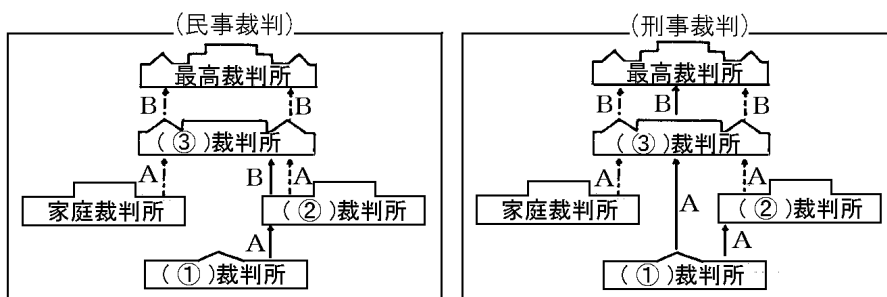
[解説]

エが誤り。第一審から第二審に訴えるのは控訴である。

[裁判所の種類と三審制]

[問題](2 学期期末)

次の資料は裁判のしくみを示したものである。これを見て、各問いに答えよ。



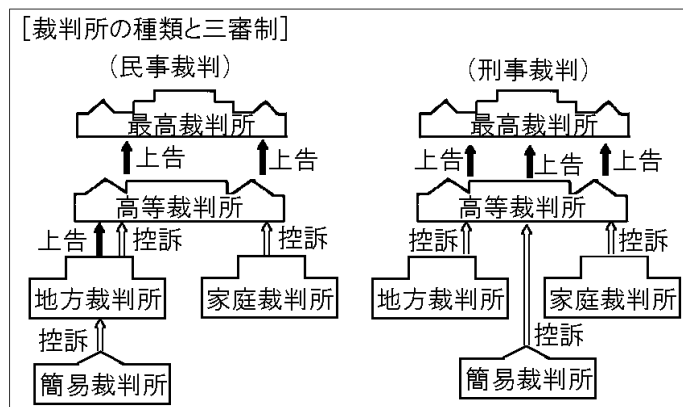
- (1) 資料中の①～③にあてはまる語句を書け。
- (2) 裁判の判決に不服な場合に行う資料中の A, B の手続きをそれぞれ何というか。
- (3) 資料のように、3 回まで裁判を受けられるしくみを何というか。

[解答欄]

(1)①	②	③	(2)A
B	(3)		

[解答](1)① 簡易 ② 地方 ③ 高等 (2)A 控訴 B 上告 (3) 三審制

[解説]



5つの裁判所を上のような図で表したとき、最上段に^{さいこうさいばんしょ}最高裁判所、2段目に^{こうとう}高等裁判所、3段目に^{ちほう}地方裁判所と^{かてい}家庭裁判所が並べて配置される。(地方裁判所と家庭裁判所は原則として各都道府県に1つずつ置かれる(50か所))。

最下段には^{けいび}軽微な事件を扱う^{かんい}簡易裁判所(全国で438か所)がくる。

^{みんじ}民事裁判で、第一審が地方裁判所か家庭裁判所の場合は、第二審は高等裁判所、第三審

は最高裁判所になる。これに対し、第一審が簡易裁判所の場合、第二審は地方裁判所、第三審は高等裁判所になる。

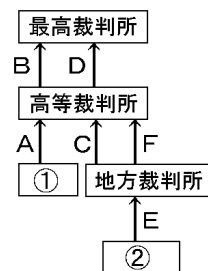
刑事裁判の場合、第二審は必ず高等裁判所、第三審は最高裁判所になる。

※この単元はよく出題される。

[問題](2 学期期末)

右の図の裁判のしくみを見て、次の各問いに答えよ。

- (1) 図中の①と②の裁判所の名前を書け。
- (2) 「争いごとの裁判」の A～F の矢印で、「控訴」と「上告」にあてはまるものをそれぞれすべて記号で書け。
- (3) 図のように、3 回まで裁判を受けられるしくみを何というか。
- (4) 右図の裁判は民事裁判か刑事裁判か。



[解答欄]

(1)①	②	(2)控訴：	上告：
(3)	(4)		

[解答](1)① 家庭裁判所 ② 簡易裁判所 (2)控訴：A, C, E 上告：B, D, F (3) 三審制 (4) 民事裁判

[解説]

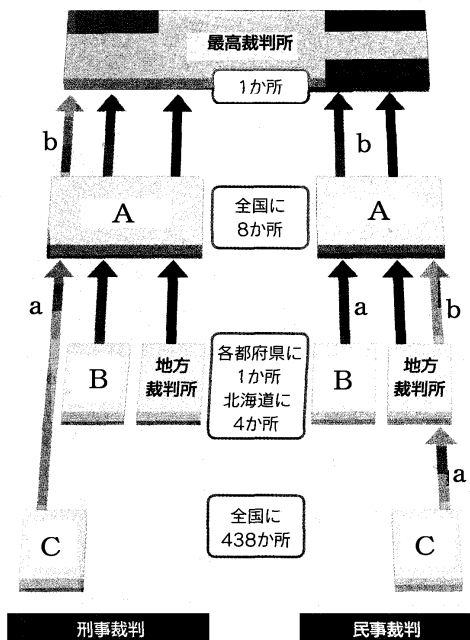
(1) 地方裁判所と同じ段に表示されている①は家庭裁判所である。地方裁判所の下に表示されている②は簡易裁判所である。

(4) 図中の、「②(簡易裁判所)→地方裁判所→高等裁判所」と高等裁判所が第三審になっていることに注目すると民事裁判であると判断できる。刑事裁判の場合、第二審は必ず高等裁判所、第三審は最高裁判所になる。

[問題](2 学期中間)

右の図を見て、各問いに答えよ。

- (1) 右の図の A～C にあてはまる裁判所の名称を答えよ。
- (2) 右の図の a, b にあてはまる語句を、次の文を参考にして答えよ。
第一審の裁判所の判決に対して、第二審の裁判所に(a)し、さらに、第二審から第三審へ(b)することができる。
- (3) 右の図中の A～C の裁判所と地方裁判所をまとめて何と呼んでいるか。
- (4) 図のように、原則として1つの事件について3回まで裁判を受けることができるしくみを何というか。
- (5) (4)の制度がとられている理由を簡潔に説明せよ。



[解答欄]

(1)A	B	C	(2)a
b	(3)	(4)	
(5)			

[解答](1)A 高等裁判所 B 家庭裁判所 C 簡易裁判所 (2)a 控訴 b 上告 (3) 下級裁判所 (4) 三審制 (5) 慎重な裁判によって人権を守るため。

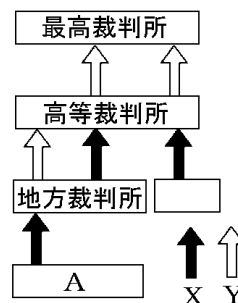
[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 右の図は、裁判の進行を示したものであるが、何の裁判について示したのか。次から1つ選べ。

[民事裁判 刑事裁判]

- (2) 右の図中の A の裁判所の名を漢字で書け。
 (3) 右の図の裁判で、訴えられた人を何というか。漢字で書け。
 (4) 右の図の矢印 X と Y は、判決に不服がある場合、上級の裁判所に裁判のやり直しを求めることを示している。矢印 X を何というか。漢字で書け。



[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)
-----	-----	-----	-----

[解答](1) 民事裁判 (2) 簡易裁判所 (3) 被告 (4) 控訴

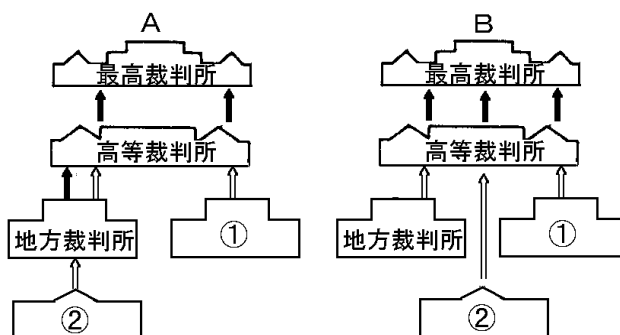
[解説]

- (1)(2)(4) 地方裁判所の下に描かれているので、A は簡易裁判所であるとわかる。また、「A→(X)→地方裁判所」と図示されていることから、簡易裁判所の判決に不服で、第二審の地方裁判所に控訴(X)していることがわかる。刑事事件であれば、第二審は高等裁判所になるので、図は民事裁判を表していると判断できる。
 (3) 裁判に訴えられた人は、民事事件では「被告」、刑事事件では「被告人」と呼ばれる。

[問題](2 学期中間)

次の図を見て、各問いに答えよ。

- (1) 図中の①、②にあてはまる語句を書け。
 (2) 高等裁判所は全国に何か所あるか。
 (3) 図の A、B のうち、民事裁判のしくみをあらわしている図はどちらか。
 (4) 図中の↑と⇧は上級の裁判所に不服を申し立てることを示している。それぞれ何というか。
 (5) 公正な裁判をおこなうために、原則として1つの事件について3回まで裁判を求めることができるしくみを何というか。



[解答欄]

(1)①	②	(2)	(3)
(4)↑ :	↑ :	(5)	

[解答](1)① 家庭裁判所 ② 簡易裁判所 (2) 8か所 (3) A (4)↑ : 上告 ↑ : 控訴 (5) 三審制

[問題](2 学期期末)

殺人などの事件の控訴審は何という裁判所で行われるか。次の[]から選べ。

[最高裁判所 高等裁判所 地方裁判所 簡易裁判所]

[解答欄]

[解答]高等裁判所

[解説]

刑事事件の第二審は高等裁判所である。殺人事件の場合の第一審は地方裁判所なので、この場合は、(地方裁判所 : 第一審)→控訴→(高等裁判所 : 第二審)→上告→(最高裁判所 : 第三審) となる。

【】 司法権の独立

[司法権の独立]

[問題](2 学期中間)

公正中立な裁判を行うためには、裁判官が国会や内閣など他の権力からの圧力や干渉を受けないことが必要である。憲法は「すべて裁判官はその良心に従い独立してその職権を行ない、この憲法および法律にのみ拘束される。」と定めている。このような原則を、何の独立というか。

[解答欄]

[解答]司法権の独立

[解説]

公正中立な裁判を行うためには、裁判官が国会や内閣など他の権力からの圧力や干渉を受けないことが必要である。これを司法権の独立という。憲法 76 条 3 項は「すべて裁判官はその良心に従い独立してその職権を行ない、この憲法および法律にのみ拘束される。」と定めている。

※この単元で特に出題頻度が高いのは「司法権の独立」である。「良心」「憲法および法律」の出題頻度も高い。

※司法権の独立は、①他の国家機関からの裁判所の独立、②実際に裁判を担当する裁判官の職権の独立という 2 つの意味をもっている。①についてよく例に挙げられるのは、明治時代の^{おおつ}大津事件(1891 年)である。これは、来日中のロシア皇太子が滋賀県大津で警備にあたっていた一人の巡査に刀で切られて負傷した事件である。この事件は明治政府に大きな^{しょうげき}衝撃を与えた。当時南下政策をとっていた大国ロシアを刺激することに恐怖を覚えた政府は、犯人の巡査に死刑判決を下すよう大^{だいしんいん}審院(現在の最高裁判所にあたる)に申し入れをしてきた。これに対し、大^{こしまいけん}審院院長児島惟謙は司法の独立に対する不当な干渉であるとしてこれを退け、^{む き ちようえき}無期懲役の判決を下した。

司法権の独立の②については、「^{ひらがしよかん}平賀書簡事件」という例がある。ある裁判を行っていた裁判官に、その裁判所の所長がアドバイスとして「書簡」を送ったもので、そこにはこういう判決をしたほうがいいということまで書かれてあった。この所長の行為は「裁判官の独立」を侵す憲法違反行為であるとされ問題になった事件である。

[[司法権の独立]]

すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法および法律にのみ拘束される。

[問題](1 学期中間)

次の文中の①, ②に適語を入れよ。

裁判官は自らの(①)と憲法及び(②)に従って裁判を行う。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 良心 ② 法律

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

裁判において裁判官は公正中立な態度をとらなければならない。そのための原則として(①)の独立がある。憲法も、「すべて裁判官は、その(②)に従い独立してその職権を行い、この(③)および(④)にのみ拘束される。」と定めている。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 司法権 ② 良心 ③ 憲法 ④ 法律

[問題](2 学期期末)

次の憲法の条文の①～④に適語を入れよ。

「すべて(①)権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」(第 76 条 1 項)

「すべて裁判官は、その(②)に従い(③)してその職権を行い、この憲法及び(④)にのみ拘束される」(第 76 条 3 項)

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 司法 ② 良心 ③ 独立 ④ 法律

[問題](2 学期期末)

司法権の独立が必要な理由を、「公正中立」「圧力や干渉」という語句を使って書け。

[解答欄]

--

[解答]公正中立な裁判を行うためには、裁判所が国会や内閣など他の権力から圧力や干渉を受けないことが必要であるから。

[裁判官の身分の保障]

[問題](前期中間)

次の説明文中の①、②にあてはまる語句を、それぞれ漢字2字で答えよ。

裁判が公平中立に行われるためには、裁判官は自らの良心と憲法および法律のみにしたがって独立して裁判を行わなければならない。裁判官の独立を確保するために、裁判官の身分は保障されており、国会が設けた(①)裁判、心身の故障、国民が最高裁判所の裁判官に行う国民(②)以外では罷免されない。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 弾劾 ② 審査

[解説]

裁判官の独立を確保するために、裁判官の身分は保障されている。次の①～③の3つの場合以外では罷免されない。

[裁判官の罷免] 心身の故障 弾劾裁判 国民審査(最高裁のみ)
--

① 心身の故障の場合。

② 国会が行う弾劾裁判：国会は、裁判官が非行や法律違反を犯したときに裁判官を弾劾裁判によって罷免することができる。両議院で選ばれた各7名(計14名)で組織される。戦後、これまでに7回開かれ5人が罷免されている。

③ 国民審査：裁判官は内閣によって指名または任命されるので、国民主権は、国民→国会→内閣→裁判所と間接的にしか働かない。憲法は、国民主権の立場から、最高裁判所の裁判官がその職に適任かどうか審査する国民審査を行うように定めている。衆議院議員総選挙のときに国民の投票によって審査され、その後は、10年たってからの総選挙ごとに審査される。投票者の過半数によって、やめさせたいと判断された裁判官は辞めなければならない。(これまで、国民審査によって罷免された例はない)

※この単元でときどき出題されるのは「弾劾裁判」「国民審査」である。

[問題](2学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 最高裁判所の裁判官が適任かどうかを国民の投票によって判断する制度を何というか。
- (2) 国会は、非行や法律違反のあった裁判官を罷免するかどうかの裁判所を設けることができる。この裁判を何というか。
- (3) 裁判官が罷免されるのは、(1)や(2)の場合、および()のために職務をとることができないと決定された場合である。()内に適語を入れよ。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 国民審査 (2) 弾劾裁判 (3) 心身の故障

[問題](2 学期期末)

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

裁判官は、法服と呼ばれる黒色の服を着用している。これは、憲法 76 条に「すべて裁判官は、その(①)に従い、独立してその職権を行い、この(②)及び法律にのみ拘束される」と規定されていることに由来している。他の何ものにも染まらず、独立して仕事を行うということを意味しているのである。そのため、裁判官の身分は保障されており、国会が設けた(③)裁判、心身の故障、最高裁裁判官については 10 年ごとに行われる(④)で罷免されたとき以外はやめさせられない。また、裁判所は国会や内閣など、他の権力から圧力や干渉を受けることなく裁判を行う。このような原則を(⑤)権の独立という。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤			

[解答]① 良心 ② 憲法 ③ 弾劾 ④ 国民審査 ⑤ 司法

[裁判官の選任]

[問題](2 学期中間)

次の文の①～③に適語を入れよ。

最高裁判所の長たる裁判官は(①)の指名にもとづいて(②)が任命する。その他の裁判官は(③)が任命する。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 内閣 ② 天皇 ③ 内閣

[解説]

最高裁判所長官は内閣が指名し、天皇が任命する。天皇による任命は形式的な国事行為なので、実質的な選任権は内閣にある。最高裁判所のその他の裁判官および下級裁判所の裁判官は内閣が任命する。国民主権との関係でいえば、国民→(選挙)→国会→(指名)→内閣→(指名・任命)→裁判官 と国民の意思は間接の間接にはたらく。

なお、内閣は裁判官の指名や任命を行うが、裁判官を^{ひめん}罷免する権限はない。これは、司法権の独立からは当然のことである。

※この単元はたまに出題される。

[問題](2 学期中間)

次の文の①, ②に適語を入れよ。

最高裁判所長官は内閣が(①)し、その他の裁判官は内閣が(②)する。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 指名 ② 任命

[問題](2 学期期末)

最高裁判所長官を指名するのはどこか。次の[]から選べ。

[国会 最高裁判所 天皇 内閣]

[解答欄]

--

[解答]内閣

【】 違憲審査制

[問題](2 学期期末)

裁判所は、具体的な事件で、法律・命令・規則などが憲法に違反していないかどうかを審査する。この制度を何というか。

[解答欄]

[解答] 違憲審査制

[解説]

裁判所は、具体的な事件で、法律・命令・規則などが憲法に違反していないかどうかを審査する。この制度を違憲審査制といい、この権限を違憲審査権という。違憲審査権はすべ

[違憲審査制]

すべての裁判所が違憲審査権をもつ。

最終判断は最高裁 → 憲法の番人

ての裁判所もっているが、違憲かどうか争われた事件は最高裁判所まで持ち込まれることが多く、最高裁判所は最終判断を下すことになる。法令が合憲か違憲かについての最終決定権を持っていることから、最高裁判所は憲法の番人と呼ばれている。

※この単元で出題頻度が高いのは「違憲審査権」「憲法の番人」である。

※最高裁判所が違憲審査権を発動して、既存の法律を違憲であるとの判断を下した最初の判例は刑法の尊属殺人の規定であった(1973年)。かつて、刑法には通常^{むき}の殺人罪のほかに尊属殺人罪というのがあった。殺人罪が「人を殺したる者は死刑又は無期もしくは3年以上^{ちようえき}の懲役に処す」と規定されているのに対し、尊属殺人罪は「自己又は配偶者^{はいぐうしゃ}の直系^{ちようけいそんぞく}尊属を殺したる者は死刑又は無期に処す」とより厳しい処罰が定められていた(直系尊属とは父母・祖父母などである)。問題になった事件は「栃木実父殺し事件」と呼ばれるものである。被告の女性(当時 29 歳)は実父から長年にわたってひどい性的虐待を受け続け、夫婦同然の関係を強いられてきたが、それに耐えかね思いあまって実父を殺害してしまったという事件である。裁判官は、むしろ気の毒なのは被告の女性であると考え、執行猶予^{しっこうゆうよ}のついた判決を出すのが相当^{そうとう}と考えたようであるが、尊属殺人は「死刑又は無期」という重罰^{じゅうぼつ}が規定されているため、そのままでは実刑判決を出さざるを得ない状況であった。最高裁判所は、執行猶予が付けられないほどの重い刑罰のみしか言い渡せない刑法 200 条の尊属殺人罪の規定は、法の下での平等を定めた憲法 14 条に違反する(違憲である)として、被告人には通常^{じっけいはんけつ}の殺人罪を適用し懲役 2 年 6 月、執行猶予 3 年の判決を言い渡した。その後、1995 年の刑法改正で 200 条は削除された。

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 最高裁判所が「憲法の番人」と呼ばれるのは、裁判所が持つ何という権限の最終的な権限を持つからか。
- (2) 最高裁判所は、行政の行為や法律が合憲かを判断する最終的な決定権をもつことから、憲法の何と呼ばれているか。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 違憲審査権 (2) 憲法の番人

[問題](2 学期中間)

次の文の①～③に適語を入れよ。

日本国憲法は、日本のあらゆる法の中の(①)であり、憲法に違反する法律や国の行為などはすべて(②)であるとしている。ただし、裁判所は法律などが合憲かどうかを1つずつ審査するのではなく、具体的な事件の裁判をとおして合憲かどうかを審査する。このような制度を(③)制といい、このような裁判所の権限を(③)権という。(③)の最終的な決定権を持つ最高裁判所は「(④)」ともいわれる。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 最高法規 ② 無効 ③ 違憲審査 ④ 憲法の番人

[問題](2 学期期末)

最高裁判所が「憲法の番人」と呼ばれているのはなぜか。

[解答欄]

--

[解答]法律などが合憲か違憲かについての最終決定権をもっているから。

【】 裁判の種類と人権

【】 民事裁判

[問題](後期中間)

貸したお金を返してもらえないとか、建てた家に欠陥があったなど、私人の間の争いについての裁判を民事裁判という。自分の権利を侵害されていると考える人が、裁判所に訴えを起し、裁判所の審理が始まる。訴えた人を原告というのに対し、訴えられた人を何というか。

[解答欄]

--

[解答]被告

[解説]

裁判には、民事裁判と刑事裁判とがある。民事裁判は、貸したお金を返してもらえないとか、建てた家に欠陥があったなど、私人の間の争いについての裁判である。民事裁判のうち、国や地方公共団体を相手取って行う裁判は、特に行政裁判と呼ばれている。

[[民事裁判]]

原告:裁判に訴えた人

被告:裁判に訴えられた人

自分の権利を侵害されていると考える人が、裁判所に訴えを起し、裁判所の審理が始まる。訴えた人が原告となり、訴えられた人が被告となって、自分の意見を主張する。(裁判に訴えられた人の呼び方は民事裁判と刑事裁判では異なる。民事裁判では「被告」、刑事裁判では「被告人」と呼ばれる。) 事件を担当する裁判官は、原告・被告双方の言い分をよく聞いて、和解をうながしたり、法にもとづいて判決を下したりする。
※この単元で特に出題頻度が高いのは「原告」「被告」である。「民事裁判」もよく出題される。

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 貸したお金を返してもらえないとか、建てた家に欠陥があったなど、私人の間の争いについての裁判を何というか。
- (2) (1)の裁判で、①訴えた人、②訴えられた人をそれぞれ何というか。

[解答欄]

(1)	(2)①	②
-----	------	---

[解答](1) 民事裁判 (2)① 原告 ② 被告

[問題](2 学期期末)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

貸したお金を返してもらえないとか、建てた家に欠陥があったなど、私人の間の争いについての裁判を(①)裁判という。自分の権利を侵害されていると考える人が、裁判所に訴えを起し、裁判所の審理が始まる。訴えた人が(②)となり、訴えられた人が(③)となって、自分の意見を主張する。裁判官は、両者の言い分をよく聞いて、法律にもとづいて判決を下し、紛争の解決を図る。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 民事 ② 原告 ③ 被告

[問題](2 学期中間)

次の文章の内容について正しく述べたものをア～エから 1 つ選び、記号を書け。

A さんが、自分の自動車を知り合いの B さんに貸したところ、B さんが事故を起こして自動車が壊れてしまった。A さんは、修理費を払ってほしいと言ったが、B さんに拒否されたので、裁判所に訴え、裁判が始まった。

ア これは刑事裁判で、検察官が原告、A さんが被告人である。

イ これは刑事裁判で、検察官が原告、B さんが被告人である。

ウ これは民事裁判で、A さんが原告、B さんが被告である。

エ これは民事裁判で、B さんが原告、A さんが被告である。

[解答欄]

[解答]ウ

[問題](2 学期中間)

民事裁判において、判決を待たずに双方が合意して円満に解決することを何というか。

[解答欄]

[解答]和解

[解説]

民事裁判が行われている途中でも、当事者どうしの話し合いがつけば、裁判をとりやめることができる。これを和解わかいという。和解は民事事件に特有のものであり、刑事事件では和解はない。

[問題](2 学期期末)

和解によって裁判が終了する場合があるのは、刑事裁判か、民事裁判か。

[解答欄]

[解答]民事裁判

[問題](前期期末)

行政機関を相手に国民が訴える裁判を何というか。

[解答欄]

[解答]行政裁判

[解説]

国や地方公共団体の違法行為によって権利がおかされたとき、その行政処分を取り消しや損害賠償^{そんがいばいしょう}を求めて裁判をおこす場合がある。この裁判は民事裁判の一種で、とくに行政裁判という。

[問題](2 学期中間)

次の文の①, ②に適語を入れよ。

行政機関を相手に国民が訴える裁判を(①)裁判といい、(②)裁判の一種である。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 行政 ② 民事

【】 刑事裁判

[刑事裁判]

[問題](2 学期期末)

犯罪行為について、有罪・無罪を決定する裁判を何というか。

[解答欄]

--

[解答]刑事裁判

[解説]

裁判には刑事裁判と民事裁判の 2 つがある。窃盗・強盗・殺人などの犯罪を犯した者を裁くのが刑事裁判である。借金の返済請求、損害賠償請求、土地争い、相続をめぐる争いなど、個人間の争いを裁くのが民事裁判である。民事裁判には、個人間の争いのほか、国や地方公共団体を相手に争う裁判がある。これを特に行政裁判という。

[裁判の種類]
刑事裁判
民事裁判

※この単元で特に出題頻度が高いのは「刑事裁判か民事裁判かを問う問題」である。「刑事裁判」「民事裁判」の出題頻度も高い。

[問題](後期中間)

次の文は、民事裁判、刑事裁判のどちらについて書かれたものか。

- ① 被疑者の容疑がかたまると、検察官は被疑者を被告人として裁判所に起訴する。
- ② 自分の権利を侵害されていると考える人が裁判所に訴えをおこし、訴えた人が原告、訴えられた人が被告となって審理される。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 刑事裁判 ② 民事裁判

[問題](2 学期期末)

次の文のような裁判は民事裁判か刑事裁判か、それぞれ答えよ。

- ① 連続強盗犯として逮捕された者が受ける裁判。
- ② 貸した金をいつまでたっても返さないで起こした裁判。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 刑事裁判 ② 民事裁判

[問題](2 学期中間)

次の例は、民事裁判、刑事裁判のどちらの裁判になるか。

- ① 放火の容疑でとらえて裁判にかける。
- ② 貸したお金を返してほしいと訴える。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 刑事裁判 ② 民事裁判

[検察官・起訴]

[問題](2 学期期末改)

犯罪が発生すると警察官と(X)が犯罪を捜査し、罪を犯した疑いのある被疑者を捜し、証拠を集める。被疑者の容疑がかたまると、(X)は被疑者を被告人として裁判所に起訴する。文中の X に適語をいれよ。

[解答欄]

[解答]検察官

[解説]

犯罪が起きると、^{けいさつかん}警察官と^{けんさつかん}検察官が^{そうさ}犯罪を捜査し、罪を犯した疑いのある者(被疑者)を探し、証拠を集める。場合によっては、被疑者を逮捕したり勾留したりする。被疑者の容疑がかたまると、検察官は被疑者を^{ひこくにん}被告人として裁判所に訴える(起訴)。裁判の中で、検察官は被告人が犯罪を犯したことを立証し、^{りっしょう}求刑を

[検察官・起訴]

犯罪→警察官と検察官が捜査

被疑者を逮捕

検察官が被疑者を

被告人として起訴

行う。裁判官は、被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合には刑罰を言いわたす。

※この単元で特に出題頻度が高いのは「検察官」である。「被疑者」「起訴」「被告人」の出題頻度も高い。

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 刑事裁判において、被疑者を裁判所に訴えるのは何という職業の人か。漢字で書け。
- (2) (1)の職業の人が、被疑者を裁判所に訴えることを何というか。漢字で書け。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 検察官 (2) 起訴

[問題](2 学期期末)

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

犯罪行為について、有罪か無罪かを決定する裁判を(①)裁判という。犯罪が発生すると警察官と(②)が犯罪を捜査し、罪を犯した疑いのある(③)者を捜し、証拠を集める。(③)者の容疑がかたまると、(②)は(③)者を(④)人として裁判所に(⑤)する。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤			

[解答]① 刑事 ② 検察官 ③ 被疑 ④ 被告 ⑤ 起訴

[問題](2 学期期末)

次の文章中の①～④にあてはまる語句を書け。

○月×日、△△駅前、Aさんはひったくりに合い、かばんが盗まれるという事件が発生した。かばんは中身が抜かれ、近くのコンビニのごみ箱から発見された。ただちに(①)官が周辺の聞き込みやかばんに残った指紋の採取などの捜査を行い、かばんを盗んだと思われる B を探し出した。容疑がかたまつたため、(①)官は(②)所に逮捕令状を請求し、B を逮捕した。取り調べののち、(③)官へと送検された B は、さらなる取り調べを受け、○月◇日、裁判所に(④)(被疑者を裁判に訴えること)された。



[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 警察 ② 裁判 ③ 検察 ④ 起訴

[問題](3 学期)

次の各問いに答えよ。

(1) 次の事件は、民事裁判、刑事裁判のどちらの裁判で争われるか。

事件：Nさんが、お金を盗んだ疑いで警察に逮捕され、起訴された。

(2) (1)の事件において、起訴される前と後のNさんをそれぞれ何というか。

[解答欄]

(1)	(2)前：	後：
-----	-------	----

[解答](1) 刑事裁判 (2)前：被疑者 後：被告人

[刑事裁判の法廷]

[問題](2 学期中間)

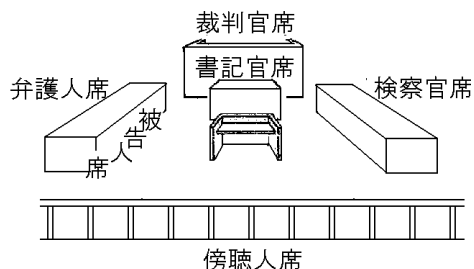
次の各問いに答えよ。

(1) 犯罪行為について有罪・無罪を決定する裁判を何というか。

(2) 犯罪の捜査をするのは警察官と誰か。右の図の中から選べ。

(3) (1)の裁判所に起訴された人を何というか。

(4) 裁判で(3)を助けるのは右の図の中の誰か。



[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)
-----	-----	-----	-----

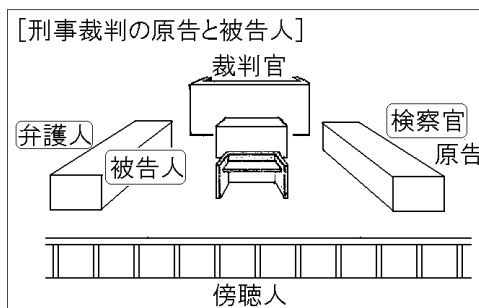
[解答](1) 刑事裁判 (2) 検察官 (3) 被告人 (4) 弁護人

[解説]

刑事裁判では、裁判所に訴える^{けんさつかん}検察官が原告となる。訴えられた被疑者は^{ひぎしや}被告人となる。刑事裁判では、被告人の利益を守るために、必ず^{べんごにん}弁護人が付くことになっている。裁判所は被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合には^{けいばつ}刑罰をいわたす。

裁判は公開で行われ、一般の人々やマスメディアは^{ぼうちゆう}傍聴することができる。

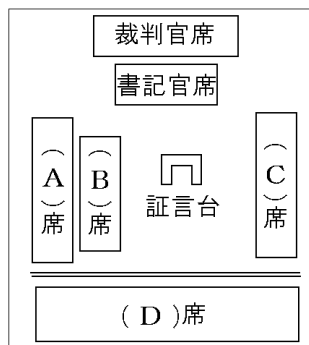
※この単元で出題頻度が高いのは「図は刑事裁判か民事裁判か」、図中の「検察官」「被告人」「弁護人」である。



[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 右の図は、Xさんの有罪・無罪を決定する裁判の法廷の様子を表している。このように、犯罪行為について有罪・無罪を決定する裁判を何というか。
- (2) 訴えられたXさんは、図中のB席に座り、証言台で証言する。このような裁判に訴えられた人を何というか。
- (3) 図中のA席には、Xさんの利益を守る法律の専門家が座る。このような人を法廷では何と呼ぶか。
- (4) 図中のC席には、Xさんを裁判所に(①)した(②)官が座る。文中の①、②に適語をいれよ。
- (5) 図中のD席は、一般の人々やマスメディアに開放されている。審理や判決を見聞きすることを何というか。



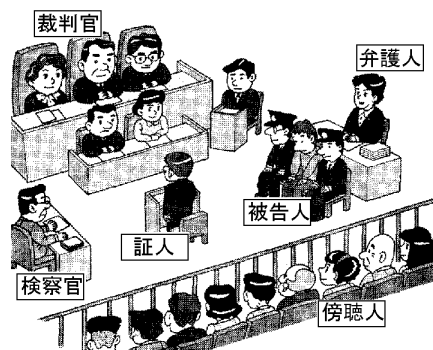
[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)①
②	(5)		

[解答](1) 刑事裁判 (2) 被告人 (3) 弁護士 (4)① 起訴 ② 検察 (5) 傍聴

[問題](2 学期中間)

右の図の裁判が刑事裁判であると分かる理由を図中の語句を使って答えよ。(複数あるが、そのうち1つを正しく答えられれば正解とする)



[解答欄]

[解答]検察官がいるから。(被告人がいるから)

[問題](後期中間)

次の事件について、以下の各問いに答えよ。

平成××年△月、Aは千葉市中央区のBさんの家に放火し、全焼させた。警察では被疑者Aを逮捕して取り調べ、容疑がかたまつたため、送検した。(①)官はAの有罪は間違いないと確信し、千葉地方裁判所に起訴した。a裁判の結果、Aは懲役3年の実刑判決を受けた。Aはこれに不満だったため東京(②)に控訴した。しかし同じ判決だったためAは最高裁判所に(③)した。一方、Bさんは焼かれた家の損害賠償を求めてb裁判を起こし、現在も係争中である。

- (1) 文中①～③に当てはまる言葉を答えよ。
- (2) 下線部aはb裁判に対し、何と呼ばれるか。
- (3) 右の写真は、a裁判のようすである。左側に座っている人物が文中の①とすると、右側の④は誰か。次の中から1つ選べ。



[被告人 裁判官 弁護士 傍聴人]

- (4) bの種類のカ裁判のうち、離婚や相続などの争いを扱う裁判所はどこか。
- (5) bのカ裁判で、Bさんの立場を何というか。

[解答欄]

(1)①	②	③	(2)
(3)	(4)	(5)	

[解答](1)① 検察 ② 高等裁判所 ③ 上告 (2) 刑事裁判 (3) 弁護士 (4) 家庭裁判所 (5) 原告

[解説]

この例のように、1つの事件について刑事裁判と民事裁判が同時に起こされることがある。

【】 刑事裁判と人権保障

[令状・黙秘権・無罪と推定など]

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 警察が逮捕・捜索をする際に裁判所で発行する書類は何か。
- (2) 被疑者や被告人は、自分に不利なことを話すように強要されない。この権利を何と
いうか。
- (3) 被告人は、有罪の判決を受けるまで(無罪／有罪)と推定される。文中の()内より
適語を選べ。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 令状 (2) 黙秘権 (3) 無罪

[解説]

憲法は、捜査の行き過ぎを防ぎ、被疑者や被告人
の人権を守るために、捜査活動等に厳しい制約
を設けている。警察官は、現行犯の場合を除い
ては、裁判官の出す令状がなければ、原則と
して逮捕や捜索をすることはできない。被疑者

が自白を強要されないように、拷問などによる自白は証拠として使うことはできない。
被疑者や被告人には、答えたくない質問には答えを拒むこと、また裁判でだまっている
ことも認められている(黙秘権)。また、弁護人を依頼する権利がある。

被告人は、有罪の判決を受けるまで無罪と推定され、公正で迅速な公開裁判を受ける権利
を保障されている。

※この単元で出題頻度が高いのは「黙秘権」である。「令状」「無罪と推定」「公開裁判」
もよく出題される。

[被疑者・被告人の人権保障]

- ・逮捕には裁判官の出す(令状)が必要
- ・(黙秘権)、弁護人を依頼する権利
- ・迅速な(公開裁判)を受ける権利
- ・被告人は(無罪と推定)される

[問題](後期中間)

次の文章中の①～⑥に適語を入れよ。

憲法では、(①)の場合を除いては裁判官が出した(②)なしには逮捕されないこと、自分に不利なことはいわなくてもよい(③)権、迅速な(④)裁判を受ける権利、(⑤)を依頼する権利などが保障されている。また、被告人は、有罪の判決を受けるまで(⑥)と推定される。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥		

[解答]① 現行犯 ② 令状 ③ 黙秘 ④ 公開 ⑤ 弁護人 ⑥ 無罪

[問題](2 学期期末)

次の資料は日本国憲法の刑事事件に関する規定の一部である。資料を見て、後の各問いに答えよ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、かつ理由となっている犯罪を明示する(X)によらなければ、逮捕されない。

第 35 条 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の(X)により、これを行う。

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- (1) 資料中の X にあてはまる語句を漢字 2 字で書け。
- (2) 被告人は、有罪判決を受けるまでは何であると推定されるか。
- (3) 被疑者や被告人には、答えたくない質問には答えなくてもよい権利が認められている。この権利を何というか。
- (4) 資料の条文は、刑事事件における警察や検察の捜査や逮捕のしかたを法によって統制するためにつくられた規定である。このような規定が作られた目的を、「被疑者」「被告人」の語句を使って書け。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
(4)		

[解答](1) 令状 (2) 無罪 (3) 黙秘権 (4) 捜査の行き過ぎを防ぎ、被疑者や被告人の人権を守ること。

[問題](2 学期中間)

次の表中の A～E にあてはまる語句を下の[]からそれぞれ選べ。

33 条	現行犯以外は(A)がなければ逮捕されない
36 条	(B)および残虐な刑罰の禁止
37 条	公平な裁判所の迅速な(C)裁判を受ける権利
37 条	(D)を依頼する権利
38 条	供述を強要されない権利
38 条	(E)だけでは有罪とされない権利

[証拠 自白 拷問 弁護士 傍聴人 令状 公開 秘密]

[解答欄]

A	B	C	D
E			

[解答]A 令状 B 拷問 C 公開 D 弁護士 E 自白

[問題](2 学期中間)

次のア～オから適切でないものを 1 つ選べ。

- ア 現行犯以外は裁判官の出す令状がなければ逮捕されない。
- イ 被疑者や被告人は、答えたくない質問には答えなくてよい。
- ウ 被疑者や被告人は有罪と推定される。
- エ 拷問などによる自白は証拠として使うことができない。
- オ 公正で迅速な公開裁判を受ける権利が保障されている。

[解答欄]

[解答]ウ

[解説]

ウが誤り。被疑者や被告人は有罪の判決を受けるまでは無罪と推定される。

[問題](2 学期中間)

裁判にかかわる人権保障について述べた次のア～エのうち、内容が間違っているものを1つ選び、その記号を書け。

- ア 裁判官の発行する逮捕令状や捜索令状がなければ、原則として逮捕・捜索されない。
- イ 被告人の人権を尊重して、被告人の自白のみを証拠として使うことができる。
- ウ 被告人は判決を受けるまでは無罪と推定され、公正で迅速な公開裁判を受ける権利がある。
- エ 被疑者や被告人は、答えたくない質問には答えなくてよい。

[解答欄]

[解答]イ

[問題](2 学期中間)

刑事事件では、被疑者や被告人の権利を保障している。その内容として適切なものを、次のア～エの中から1つ選び、その記号を書け。

- ア 警察官が被疑者を逮捕するには、どのような場合でも裁判官の発する令状が必要である。
- イ 被疑者は取り調べが終わるまで、何日でも同じ場所に閉じこめておくことができる。
- ウ 被疑者の自白は、どのような場合でも証拠として使うことができる。
- エ 被告人は、有罪の判決を受けるまでは無罪と推定され、公正な裁判を受けることができる。

[解答欄]

[解答]エ

[解説]

アは誤り。現行犯^{げんこうはん}の場合は令状^{れいじょう}は必要ない。

イは誤り。取り調べのための拘留^{こうりゅう}期間は限られている。

ウは誤り。憲法38条2項に「強制^{ごうもん}、拷問もしくは脅迫^{きょうはく}による自白^{じはく}または不当に長く抑留^{よくりゅう}もしくは拘禁^{こうきん}された後の自白は、これを証拠^{ししょうこ}とすることができない。」とある。

[えん罪・再審・刑事補償]

[問題](2 学期期末)

いったん有罪とされたのち無罪に判決がくつがえった場合の、いわゆる無実の罪のことを何というか。

[解答欄]

--

[解答]えん罪

[解説]

無実であるのに、犯罪者として扱われたり有罪とされたりすることをえん罪という。

1 つは、無実なのに逮捕・起訴されて刑事裁判にかけられ、裁判の結果、無罪の判決が出た場合で

ある。もう 1 つは、裁判で有罪が確定したあとで、新しい有力な証拠が出て、再審を請求し、再審の裁判で無罪とされる場合である。

※この単元で出題頻度が高いのは「えん罪」「再審」である。

※最近の事件としては、^{あしかが}足利事件がある。これは 1990 年に栃木県足利市でおきた 4 歳女児の殺害事件である。^{ようぎしゃ}容疑者とされた S さんは、女児の下着に付いていた体液との DNA ^{かんでい}鑑定で犯人と断定されて足利署に連行され、^{れんこう}刑事たちの言葉の暴力や暴行などによって、無理やり^{じはく}自白させられた。裁判は最高裁まで持ち込まれ、^{むきちょうえき}無期懲役が確定した。その後、S さんは^{さいしん}再審の請求を行い、2009 年になって、最新の技術による DNA 鑑定の結果、S さんの DNA と被害者の下着に付着していた犯人のものと思われる DNA の型が一致しないことが判明した。検察側は、再審の開始をまずに S さんの刑の執行を停止し、S さんは^{しやくほう}釈放された。その後、再審で S さんは無罪となった。

[えん罪・再審]

[えん罪]:無実なのに有罪とされる

[再審]:有罪確定後に有力な証拠

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 無実であるのに、犯罪者として扱われたり有罪とされたりすることを何というか。
- (2) 裁判で刑が確定した後に、裁判の重大な誤りが疑われる場合に認められる、やりなおしの裁判の制度を何というか。漢字で書け。(かつて、死刑の判決を受けた人が、この制度によって無罪となった例がいくつかある。)

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) えん罪 (2) 再審

[問題](2 学期期末)

「えん罪」とは何か。簡潔に説明せよ。

[解答欄]

[解答]無実であるのに、犯罪者として扱われたり有罪とされたりすること。

[問題](2 学期期末)

日本で有罪判決を受けた場合、もっとも重い刑罰は何になるか。

[解答欄]

[解答]死刑

[問題](2 学期期末)

刑事裁判で無罪の判決を受けた場合について、日本国憲法は次のように規定している。下の条文の()に適する漢字 2 文字を入れよ。

第 40 条「何人も、抑留または拘禁された後、無罪の判決を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその()を求めることができる。」

[解答欄]

[解答]補償

[解説]

犯罪を犯したとして逮捕されて起訴^{きそ}されて刑事裁判にかけられたとする。裁判の結果無罪判決を受けたときは、国にその補償^{ほしょう}を請求^{せいきゅう}することができる。これを刑事補償請求^{けいじほしょうせいきゅうけん}権という。いったん、有罪が確定した後、無実を証明する新たな証拠がみつかって再審^{さいしん}が認められて無罪になった場合も、同様の刑事補償を請求できる。

[問題](2 学期期末)

強盗殺人罪の判決が確定した後、新しい証拠が発見されて事実認定に誤りがあることがわかり、免田栄さんは再審(裁判のやり直し)の結果無罪となった。免田さんは拘禁されていた 1 万 2599 日の補償を国に求めることができる。この権利を何というか。

[解答欄]

[解答]刑事補償請求権

【】 民事裁判・刑事裁判全般

[問題](2 学期中間)

次の文章中の空欄①～④にあてはまる語句を答えよ。

貸したお金を返してもらえないとか、建てた家に欠陥があったとかなど、私人の間の争いについての裁判を(①)という。自分の権利が侵害されていると考えた人が、裁判所に訴えをおこし、裁判官は原告と(②)の言い分をよく聞いて判決を下す。一方、他人のものを盗んだり、わいろを受け取ったりする犯罪行為について有罪か無罪かを決定する裁判を(③)といい、この場合は、(④)が被疑者を被告人として裁判所に起訴し、裁判所は被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合には刑罰をいわたす。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 民事裁判 ② 被告 ③ 刑事裁判 ④ 検察官

[解説]

裁判には、土地争いや^{きんせん}金銭の貸し借りなどの^{みんじ}民事^{さいばん}裁判と犯罪を裁くための^{けいじ}刑事裁判がある。

民事裁判で裁判所に訴えた人を^{げんこく}原告、訴えられた人を^{ひこく}被告という。裁判官は両者の言い分をよく聞いて^{しんり}審理を進め、法律にもとづいた判断をするが、

当事者同士の話し合いによって、^{わかい}和解が成立することもある。民事裁判には、個人の間
の争いのほか、国や地方公共団体を相手に争う裁判がある。これを特に^{ぎょうせいさいばん}行政裁判という。
刑事裁判の場合の原告は^{けんさつかん}検察官で、警察官から送致された^{ひぎしや}被疑者を取り調べる。犯罪の
疑いが確実になった場合、検察官は被疑者を^{ひこくにん}被告人として裁判所に^{きそ}起訴する。その際、
被告人の利益を守るために、必ず^{べんごにん}弁護人が付くことになっている。被告人の経済的な理
由などから、弁護人をやとうことができないときは、国が費用を負担して弁護人を選任
することになっている。裁判所は被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合には刑罰を
いわたす。裁判に訴えられた人の呼び方は民事裁判と刑事裁判では異なる。民事裁判
では「被告」、刑事裁判では「被告人」と呼ばれる。

[民事裁判と刑事裁判]

民事裁判：原告→被告
(行政裁判は民事裁判の1種)

刑事裁判：検察官が被疑者を起訴
→被告人，弁護人

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～⑩に適語を入れよ。

お金の貸し借りなど、個人の間での争いを解決するのが(①)裁判である。訴えた方が(②)で、訴えられた方が(③)となる。(①)裁判には、個人の間での争いのほか、国や地方公共団体を相手に争う裁判がある。これを(④)裁判という。これに対して、犯罪行為について有罪か無罪かを決定する裁判を(⑤)裁判という。犯罪の発生に対して、警察は捜査し、(⑥)を逮捕する。取り調べには(⑦)があたり、事件を起こしたと認められれば、(⑦)は裁判所に(⑧)する。(⑧)されたら(⑥)は(⑨)となり、裁判を受ける。その際、(⑨)の利益を守るために、必ず(⑩)が付くことになっている。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩		

[解答]① 民事 ② 原告 ③ 被告 ④ 行政 ⑤ 刑事 ⑥ 被疑者 ⑦ 検察官 ⑧ 起訴 ⑨ 被告人 ⑩ 弁護人

[問題](2 学期期末)

次の文章を読み、後の各問いに答えよ。

I : お金の貸し借りや、土地の所有権問題などについて、裁判官は(①)と被告の言い分をよく聞いて、証拠をもとに判決を下す。この場合、双方とも自分の立場を守るため(②)を依頼するのが普通である。

II : 他人を傷つけたり、どろぼうしたりする行為は、犯罪と定められているので、警察官が(③)を逮捕した後、(④)がこれを取り調べ裁判所に訴え出る。

III : 課せられた税金に不服がある場合などには、国民はその処分の取り消しなどを求めて訴えることができる。

(1) ①～④の()にあてはまる語句を答えよ。

(2) 上の I, II, IIIの裁判名はそれぞれ何か。

[解答欄]

(1)①	②	③	④
(2) I	II	III	

[解答](1)① 原告 ② 弁護人 ③ 被疑者 ④ 検察官 (2) I 民事裁判 II 刑事裁判 III 行政裁判

[問題](2 学期中間)

よしおさんが裁判についてまとめた次のレポートを読んで、各問いに答えよ。

資料 I は、お金の貸し借りをめぐって争われた、第一審の判決文の一部である。この裁判では、裁判官が、訴えた人である(A)と、訴えられた人である(B)の言い分をよく聞いて、審理を進め、法律にもとづいた判断をする。当事者同士の話し合いによって、(C)が成立することもある。

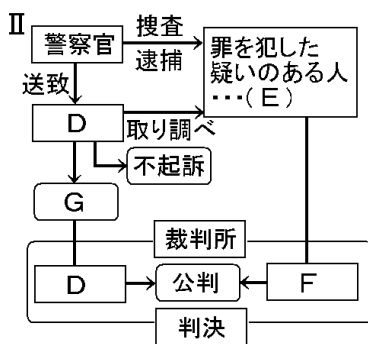
また、図 II の裁判は、(D)が原告となって(E)を(F)として(G)することから始まる。裁判が行われるにあたっては、(F)の人権が不当に侵されることのないように、さまざまな権利が保障されている。

- (1) 文中の A~G に適する語句を書け。(記号は資料・図中と一致する)
- (2) 資料 I, 図 II のような裁判をそれぞれ何というか。
- (3) 図 II の裁判で、第一審の判決に不服のとき、第二審を請求することを何というか、漢字で答えよ。

I

新潟地方裁判所 裁判官(氏名省略)	主文 (省 略) (B)は(A)に対し、金九十五万円 およびこれに対する平成〇年〇月〇日 から支払済みまで年五分の割合による 金員の支払をせよ。(以下省略) 事実および理由 (省 略)	平成〇年(初)第九号 貸金請求事件 判 決 (省 略)
----------------------	---	-----------------------------------

㊦



[解答欄]

(1)A	B	C	D
E	F	G	(2) I
II	(3)		

[解答](1)A 原告 B 被告 C 和解 D 検察官 E 被疑者 F 被告人 G 起訴 (2) I 民事裁判 II 刑事裁判 (3) 控訴

【】 司法制度改革

[裁判員制度]

[問題](2 学期期末)

司法制度改革の1つとして、くじで選ばれた国民が裁判に参加して、裁判官とともに有罪、無罪を決める制度を何というか。

[解答欄]

[解答]裁判員制度

[解説]

裁判員制度は、重大な刑事事件(殺人、^{しょうがいちし}傷害致死など)について、選挙権を持つ国民(20歳以上)から抽選で選ばれた裁判員が裁判官といっしょに^{しんり}審理し、被告人が有罪か無罪か、有罪であればどのような^{けいばつ}刑罰がふさわしいかを決める制度で、2009年から導入された。

裁判員制度が適用される事件は地方裁判所で行われる

刑事裁判(第一審)のうち、殺人罪、^{しょうがいちしざい}傷害致死罪、^{ごうとうちししょう}強盗致死傷罪、^{げんじゆうけんぞうぶつなどほうかざい}現住建造物等放火罪、^{みのしろきん}身代金目的誘拐罪など、一定の重大な犯罪についての裁判である。裁判員制度を導入した目的は、国民が刑事裁判に参加することによって、裁判の内容に国民の視点や感覚が反映されるようになり、司法に対する理解と信頼を深めることである。

※この単元で特に出題頻度が高いのは「裁判員制度」である。

[裁判員制度]

司法制度改革の1つ

重大な刑事裁判の第一審

選挙権をもつ20歳以上から選ぶ

国民の視点や感覚を反映

→司法への理解と信頼

[問題](2 学期期末)

右図は、2009年に導入された新たな制度によって、刑事裁判の法廷がどのように変化したかを示したものである。

- (1) この制度を何というか。
- (2) この制度について、正しいものをすべて選んで、記号で答えよ。
 - ア 国民の感覚が裁判の内容に反映されるように入れられた。
 - イ あらゆる裁判で取り入れられる。
 - ウ どここの裁判所でも設置される。
 - エ 30歳以上の国民の中から、くじでえられる。
 - オ 裁判官と一緒に議論し、事実の認定、量刑を決定する。



[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 裁判員制度 (2) ア, オ

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

これまで日本では、裁判は利用しづらく、費用と時間がかかりすぎるといった印象を持たれてきた。このような現状を改め、人々が利用しやすい裁判制度にするために、(①)制度改革が進められてきた。(①)制度改革のうち、2009 年からスタートした(②)制度は、国内で(③)権のある人(20 歳以上)の中からくじで選ばれた(②)が、裁判官とともに重大な犯罪事件を対象として行われる(④)裁判に参加する制度で、(②)が参加するのは(⑤)審のみである。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤			

[解答]① 司法 ② 裁判員 ③ 選挙権 ④ 刑事 ⑤ 第一

[問題](2 学期中間)

裁判員制度について述べた次のア～カの文のうち、正しくないものを3つ選んで記号で答えよ。

- ア 裁判員は殺人など重大な犯罪の第一審には参加しない。
- イ 裁判員は30歳以上の人の中から抽選で選ばれ、審査を受ける。
- ウ 裁判員は裁判ごとに選ばれ、判決まで担当する。
- エ 裁判員と裁判官は対等の立場で証人に質問できる。
- オ 有罪か無罪の判定に加わるが、刑罰の判断には加わらない。
- カ 裁判員制度で期待されているのは、裁判の内容に国民の視点や感覚が反映されるようになり、司法に対する理解と信頼が深まることである。

[解答欄]

--

[解答]ア, イ, オ

[解説]

アは誤り。裁判員制度は殺人など重大な犯罪の第一審に適用される。
イは誤り。裁判員は20歳以上の人の中から抽選で選ばれる。

オは誤り。裁判員は裁判官とともに、被告人が有罪か無罪かだけでなく、有罪であればどのような刑がふさわしいかを定める。

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 有権者からくじで選ばれた人が刑事裁判に参加し、裁判官といっしょに被告人の有罪・無罪や刑の内容を決める制度を何というか。
- (2) (1)の制度が適用される裁判を、「〇〇裁判の第〇審」という形で答えよ。
- (3) (1)の制度が適用される裁判は、どこで行われるか。次の[]から1つ選べ。
[地方裁判所 高等裁判所 最高裁判所]
- (4) (1)の制度に期待していることを「司法」「国民」「反映」「理解と信頼」の言葉を使って説明せよ。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
(4)		

[解答](1) 裁判員制度 (2) 刑事裁判の第一審 (3) 地方裁判所 (4) 裁判の内容に国民の視点や感覚が反映されるようになり、司法に対する理解と信頼が深まること。

[その他の司法改革]

[問題](補充問題)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

わが国の裁判には、費用と(①)がかかることや、裁判官・(②)・検察官がほかの先進国と比べて少ないことなどいくつかの問題があり、(③)改革が進められている。2009年から始まった裁判員制度は(③)改革の一環である。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 時間 ② 弁護士 ③ 司法制度

[解説]

これまで日本では、裁判は利用しづらく、費用と時間がかかりすぎるという印象を持たれてきた。このような現状を改め、人々が利用しやすい裁判制度にするために、司法制度改革が進められてきた。2009年から始まった裁判員制度は司法制度改革の一環である。また、ヨーロッパの国々やアメリカとくらべて少なかった裁判官や弁護士の人数を増やすための改革も行われた。

※この単元はときどき出題される。

[問題](2 学期中間)

わが国では、裁判制度が国民に利用されにくいといわれている。その理由を簡潔に答えよ。

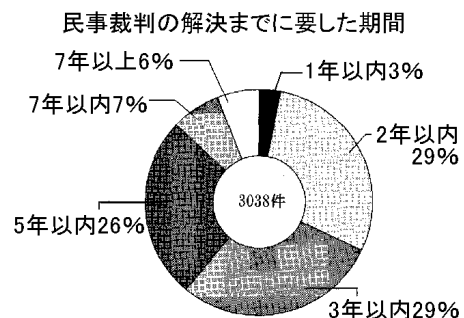
[解答欄]

[解答]裁判に時間と費用がかかりすぎるから。

[問題](補充問題)

司法制度改革について、下の 2 つの資料を参考にして、この改革の目的を 2 つ簡潔に書け。

	弁護士数	裁判官数
日本	13 人	2 人
アメリカ	340 人	12 人
イギリス	155 人	6 人
ドイツ	104 人	26 人
フランス	50 人	8 人
*人口 10 万人当たり		



[解答欄]

[解答]弁護士や裁判官の数を増やす。裁判の迅速化をはかる。

[問題](2 学期中間)

検察官が事件を起訴しなかったことについて、くじで選ばれた国民が、適正であったかどうかを判断する機関は何と呼ばれるか。

[解答欄]

[解答]検察審査会

【】 三権の抑制と均衡

【】 三権分立

[問題](2 学期中間)

国の権力が 1 つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るために、国の権力を 3 つに分け、それぞれ別の機関に担当させ、互いに抑制しあい、均衡を保つようにしているしくみを何というか。

[解答欄]

[解答]三権分立

[解説]

日本の国の政治は、立法権をもつ国会、行政権をもつ内閣、司法権をもつ裁判所の、3 つの機関を中心に行われている。このように国の権力を 3 つに分け、それぞれ独立した機関に担当させるし

[三権分立]

国会(立法権)、内閣(行政権)、裁判所(司法権)

国の権力が1つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るため

くみを^{さんけんぶんりつ}三権分立という。これは、国の権力が 1 つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るためのしくみである。三権分立は、18 世紀にフランスのモンテスキューが「法の精神」という著書の中で唱えた。

※この単元で特に出題頻度が高いのは「三権分立」「国の権力が 1 つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るため」である。「立法権」「行政権」「司法権」もよく出題される。

[問題](後期期末)

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

日本の国の政治は、(①)権をもつ国会、(②)権をもつ内閣、司法権をもつ裁判所の、3 つの機関を中心に行われている。このように国の(③)を 3 つに分け、それぞれ独立した機関に担当させるしくみを(④)という。これは、国の(③)が 1 つの機関に(⑤)することを防ぎ、国民の自由や権利を守るためのしくみである。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤			

[解答]① 立法 ② 行政 ③ 権力 ④ 三権分立 ⑤ 集中

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 国の権力を 3 つに分け、それぞれ独立した機関に担当させるしくみを何というか。
- (2) (1)のしくみが導入されている理由を、「権力」「集中」「自由や権利」の語句を使って説明せよ。

[解答欄]

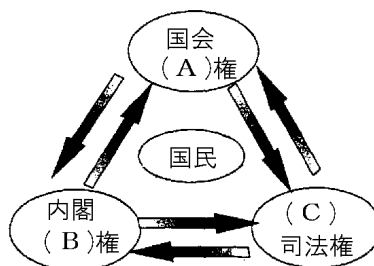
(1)	
(2)	

[解答](1) 三権分立 (2) 国の権力が 1 つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るため。

[問題](2 学期中間)

右の図を見て、次の各問いに答えよ。

- (1) 図中の A, B, C にあてはまる語句を答えよ。
- (2) 図のように、国の権力を 3 つに分け、それぞれ独立した機関に担当させるしくみを何というか。
- (3) (2)のようなしくみをとっている理由を説明せよ。
- (4) (2)のようなしくみを、著書「法の精神」の中で説いた思想家はだれか。



[解答欄]

(1)A	B	C	(2)
(3)			
(4)			

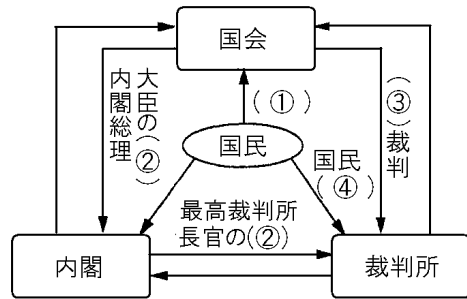
[解答](1)A 立法 B 行政 C 裁判所 (2) 三権分立 (3) 国の権力が 1 つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るため。 (4) モンテスキュー

【】三権の関係

[問題](前期期末改)

右の図は、三権と国民の関係を表している。これを参考にして次の文章中の①～④に適語を入れよ。ただし、文章中の①～④は図中の①～④と同じ語句が入る。

国会は国権の最高機関とされるが、これは、国会を構成する国会議員が、主権者である国民の(①)によって直接選ばれるからである。議院内閣制をとる日本では、内閣総理大臣は国民が直接選ぶのではなく、国会が内閣総理大臣の(②)を行う制度をとっている。そして内閣は、最高裁判所長官を(②)し、その他の裁判官を任命する。国会は、(③)裁判によって問題のある裁判官を辞めさせることができる。最高裁判所の裁判官に対しては、国民は、任命が適切かどうか、国民(④)を行う。



[解答欄]

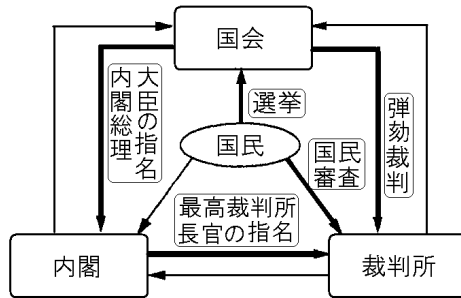
①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 選挙 ② 指名 ③ 弾劾 ④ 審査

[解説]

この問題は、三権と国民主権の関係をとり扱っている。三権の中で、国会は国権の最高機関とされている。これは、国会を構成する国会議員が、主権者である国民の選挙によって直接選ばれるからである(国民→国会)。これに対し、内閣の長たる内閣総理大臣は、国民が直接に選挙で選ぶことにはなっていない。国民が選挙によって選んだ議員で構成される国会が内閣総理大臣を指名する制度をとっている。すなわち、国民主権は、国民→国会→内閣(総理大臣)と、国会を通して間接的に働くことになる。裁判所の場合はさらに間接的で、内閣が最高裁判所長官を指名し、その他の裁判官を任命する。この場合、国民主権は、国民→国会→内閣→裁判所とはたらく。これを補うため、最高裁判所の裁判官に対しては、国民審査の制度が設けられている。さらに、国会は弾劾裁判によって、問題のある裁判官を辞めさせることができる。

[三権と国民主権]

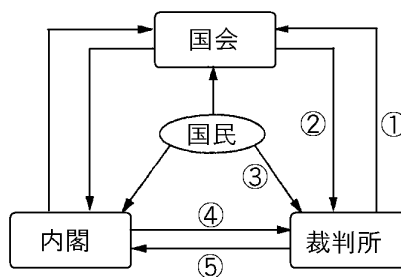


※「選挙」「内閣総理大臣の指名」「最高裁判所長官の指名」「弾劾裁判」「国民審査」はいずれも出題頻度が高い。

[問題](2 学期期末改)

右の図は、裁判所を中心に三権の関係を表したものである。図中の①～⑤にあてはまる語句を次のア～オからそれぞれ選べ。

- ア 裁判官の弾劾裁判
- イ 命令，規則，処分の違憲・違法審査
- ウ 法律の違憲審査
- エ 国民審査
- オ 最高裁判所長官の指名，その他の裁判官の任命



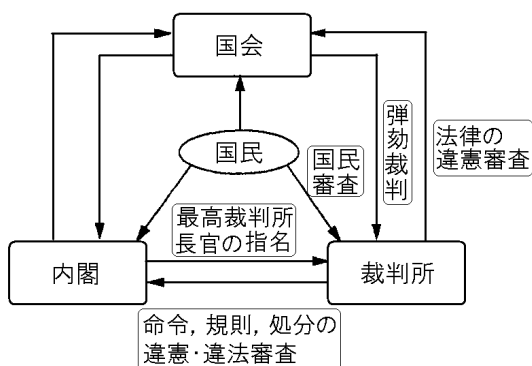
[解答欄]

①	②	③	④
⑤			

[解答]① ウ ② ア ③ エ ④ オ ⑤ イ

[解説]

この問題は、裁判所を中心とした設問である。内閣は、最高裁判所長官の指名，その他の裁判官の任命を行う(④)。国会は、弾劾裁判によって、問題のある裁判官を辞めさせることができる(②)。最高裁判所の裁判官については、国民審査の制度が設けられている(③)。



裁判所は、国会が制定する法律や内閣

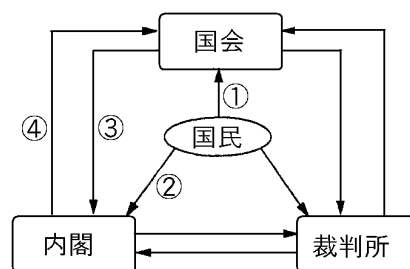
閣が作る命令，規則，処分が憲法に違反していないかを，具体的な事件を通して審査する(①と⑤)。これを違憲審査制という。

※「法律の違憲審査」「命令，規則，処分の違憲・違法審査」の出題頻度も高い。

[問題](2 学期期末改)

右の図は、国会と内閣を中心に三権の関係を表したものである。図中の①～④にあてはまる語句を次のア～カからそれぞれすべて選べ。

- ア 内閣総理大臣の指名
- イ 国会召集の決定
- ウ 内閣不信任の決議
- エ 衆議院の解散
- オ 選挙
- カ 世論



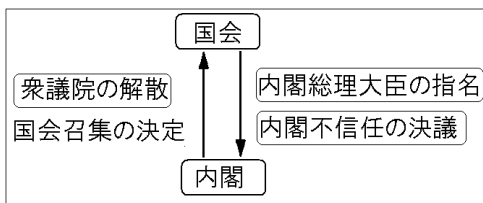
[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① オ ② カ ③ ア, ウ ④ イ, エ

[解説]

この問題は、国会と内閣の関係を中心とした設問である。国会議員は国民の選挙によって選ばれる(①)。日本では、議院内閣制がとられており、内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する(③)。内閣は、国民を背景にもつ国会に対して連帯して責任を負う。衆議院は内閣の行う行政が信頼できなければ内閣不信任の決議を行うことができる(③)。これに対して、内閣は衆議院の解散を行うことができる(④)。また、内閣は国会召集の決定を行う(④)。

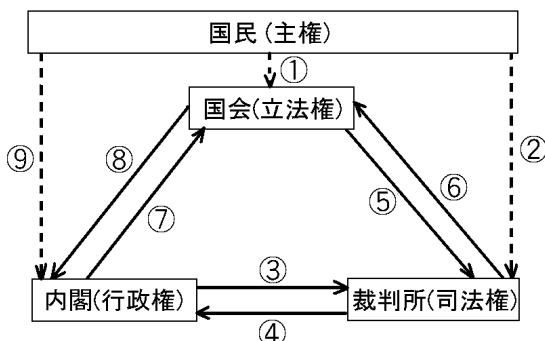


※「内閣総理大臣の指名」「内閣不信任の決議」「衆議院の解散」の出題頻度も高い。

[問題](2 学期中間)

右の図の①～⑨にあてはまる語句を次のア～ケから1つずつ選んで記号で書け。

- ア 選挙
- イ 国民審査
- ウ 内閣総理大臣の指名, 内閣不信任決議
- エ 最高裁判所長官の指名, その他の裁判官の任命
- オ 命令, 規則, 処分の違憲・違法審査
- カ 法律の違憲審査
- キ 裁判官の弾劾裁判
- ク 衆議院の解散, 国会召集の決定
- ケ 世論



[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨			

[解答]① ア ② イ ③ エ ④ オ ⑤ キ ⑥ カ ⑦ ク ⑧ ウ ⑨ ケ

[解説]

① 内閣総理大臣の指名

衆議院による内閣不信任の決議

② 衆議院の解散, 国会召集の決定

③ 命令, 規則, 処分の違憲・違法審査

④ 最高裁判所長官の指名, その他の裁判官の任命

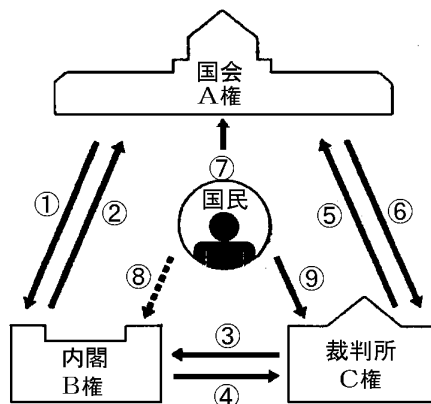
⑤ 法律の違憲審査

⑥ 裁判官の弾劾裁判

⑦ 選挙 ⑧ 世論 ⑨ 国民審査

A 立法 B 行政 C 司法

※図の①～⑨, A～C はいずれも出題頻度が高い。



[問題](2 学期中間)

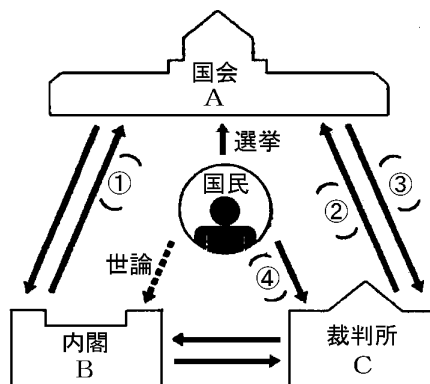
右の図を見て, 次の各問いに答えよ。

(1) 図のように権力を3つに分け, たがいに抑制し合い, 均衡を保つしくみを何というか。

(2) A～C の機関がもつ権力をそれぞれ何というか。

(3) 図の①～④にあてはまることばを, 次の [] からそれぞれ1つずつ選べ。

- [裁判官の弾劾裁判 内閣総理大臣の指名
衆議院の解散 国民審査
法律の違憲審査 裁判官の任命]



[解答欄]

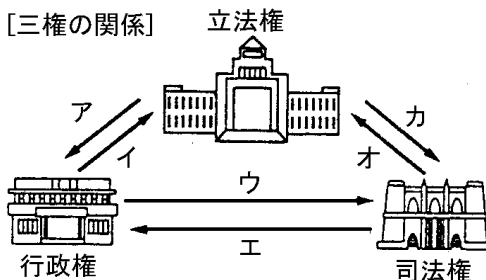
(1)	(2)A	B
C	(3)①	②
③	④	

[解答](1) 三権分立 (2)A 立法権 B 行政権 C 司法権 (3)① 衆議院の解散 ② 法律の違憲審査 ③ 裁判官の弾劾裁判 ④ 国民審査

[問題](2 学期期末)

次の新聞の見出しの A～D は、図のどれにあたるか。ア～カから選べ。

- | | |
|---|------------|
| A | 内閣不信任案を可決 |
| B | 最高裁長官を閣議決定 |
| C | 衆院解散, 総選挙へ |
| D | 現行定数配分は違憲 |



[解答欄]

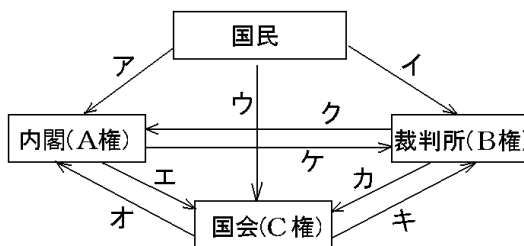
A	B	C	D
---	---	---	---

[解答]A ア B ウ C イ D オ

[問題](2 学期中間)

右図について、次の各問いに答えよ。

- 図中の A～C にあてはまる語句を書け。
- 次の①～⑨の内容は、図の中の A～ケのどの矢印にあてはまるか。記号で答えよ。



- 首相は、国会議員の中から選ばれる。
- 参議院議員の選挙が行われた。
- 地方裁判所の裁判官である A 氏が裁判官としてふさわしくない行為をしたということで、その職を辞めさせるかどうかについての裁判が行われた。
- 内閣に対する国民の期待が高く、その支持率が高い。
- 最高裁判所長官の指名と裁判官の任命が行われた。
- 内閣は臨時国会の召集を決定した。
- 衆議院議員の定数について 1 票の価値が異なるのは憲法違反であると、最高裁判所が判決を下した。
- 最高裁判所の裁判官については国民審査が行われる。
- 裁判所は行政事件について裁判を行う。

[解答欄]

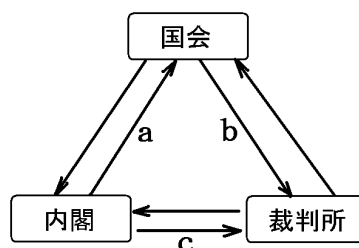
(1)A	B	C	(2)①
②	③	④	⑤
⑥	⑦	⑧	⑨

[解答](1)A 行政 B 司法 C 立法 (2)① オ ② ウ ③ キ ④ ア ⑤ ケ ⑥ エ ⑦ カ ⑧ イ ⑨ ク

[問題](2 学期中間)

国会・内閣・裁判所の関係を表した右の図を見て、各問いに答えよ。

- (1) 図中の a～c の関係を説明した次の文の空欄にあてはまる語句を答えよ。
- a 衆議院を()する。
 - b 裁判官の()をおこなう。
 - c 最高裁判所長官を()する。



- (2) 裁判所は、通常の裁判を行うとともに、特に法律や国の行為が憲法に違反していないかどうかを審査することがあるが、この制度のことを何というか。

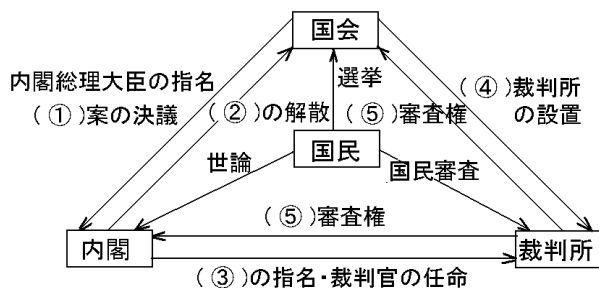
[解答欄]

(1)a	b	c	(2)
------	---	---	-----

[解答](1)a 解散 b 弾劾裁判 c 指名 (2) 違憲審査制

[問題](2 学期期末)

次の三権の抑制と均衡の関係の図を見て、後の各問いに答えよ。



- (1) 上の図の①～⑤にあてはまる言葉を答えよ。
- (2) 国会、内閣、裁判所の三権を分けているのはなぜか、簡単に説明せよ。

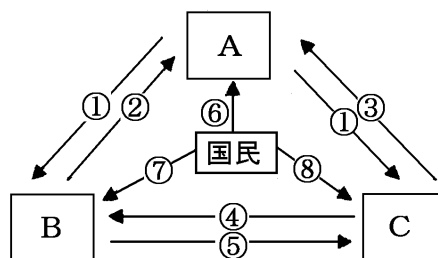
[解答欄]

(1)①	②	③
④	⑤	
(2)		

[解答](1)① 内閣不信任 ② 衆議院 ③ 最高裁判所長官 ④ 弾劾 ⑤ 違憲 (2) 国の権力が1つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るため。

[問題](2 学期期末)

右の図は、日本の三権分立のしくみを表したものである。ただし、①には「違憲審査」、⑦には「選挙」が入る。



(1) ②～⑥に入る語を、それぞれ下の[]から選べ。

- [国民審査 国政調査 裁判官の任命
衆議院の解散 不信任決議 選挙
弾劾裁判 内閣総理大臣の任命]

(2) ⑧には「政治や社会について、多くの国民が思っている意見」を意味する語が入る。この語を漢字2文字で書け。

(3) (2)のあり方に大きな影響をおよぼす、マスメディアの具体例を1つ書け。

(4) A～Cに「国会」「内閣」「裁判所」のどれかを入れよ。

[解答欄]

(1)②	③	④	⑤
⑥	(2)	(3)	(4)A
B	C		

[解答](1)② 弾劾裁判 ③ 裁判官の任命 ④ 衆議院の解散 ⑤ 不信任決議 ⑥ 国民審査 (2) 世論 (3) 新聞 (4)A 裁判所 B 国会 C 内閣

[解説]

①は違憲審査なのでAは裁判所である。また、⑦は選挙なのでBは国会である。内閣総理大臣の指名は国会が行うが、任命は天皇が行う。

【】 総合問題

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑱に適語を入れよ。

<p>裁判所の種類など</p>	<p>(裁判所の種類)</p> <pre> graph TD A["(①)裁判所"] --> B["(②)裁判所"] B --> C["(③)裁判所"] B --> D["家庭裁判所"] C --> E["(④)裁判所"] </pre> <p>(⑤)制：第一審の判決に不服のときは(⑥)， 第二審の判決に不服のときは(⑦)することができる。 裁判を(⑧)に行い人権を守るため。</p> <p>(⑨)制：法律などが憲法に違反していないかを判断する。 最高裁判所は最終決定権→(⑩)と呼ばれる。</p>
<p>(⑪)権の独立</p>	<p>(⑪)権の独立 「すべて裁判官は、その(⑫)に従い独立してその職権を行い、この(⑬)および(⑭)にのみ拘束される。」 (裁判官の身分の保障) (⑮)(国民の判断), (⑯)裁判所(国会に置かれる裁判所)</p>
<p>司法制度改革</p>	<p>(⑰)制度：重大な(⑱)事件の第一審、くじで選ばれた(⑰)が裁判官とともに裁判を行う。</p>

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯
⑰	⑱		

[解答]① 最高 ② 高等 ③ 地方 ④ 簡易 ⑤ 三審 ⑥ 控訴 ⑦ 上告 ⑧ 慎重
⑨ 違憲審査 ⑩ 憲法の番人 ⑪ 司法 ⑫ 良心 ⑬ 憲法 ⑭ 法律 ⑮ 国民審査
⑯ 弾劾 ⑰ 裁判員 ⑱ 刑事

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑰に適語を入れよ。

<p>(①) 裁判</p>	<p>(①)裁判：貸したお金を返してもらえないなど私人の間の争い。 訴えた方を(②)，訴えられた方を(③)という。 (④)：判決を待たずに双方が合意して円満に解決すること。</p>
<p>(⑤) 裁判</p>	<p>警察官が逮捕→(⑥)へ送検。 →(⑥)は，犯罪を起こしたとされる(⑦)者を裁判所に(⑧)する。 (⑤)裁判では，訴えた(⑥)が原告，訴えられた者が(⑨)。</p> <p>((⑦)者・(⑨)の人権保障)</p> <p>現行犯の場合を除き，逮捕には(⑩)の発行する(⑪)が必要。 (⑫)人を依頼する権利がある。 迅速な(⑬)裁判を受ける権利がある。 (⑭)権：自分に不利なことを話すように強要されない。 有罪判決を受けるまでは(⑮)と推定される。</p> <p>(⑯)：無実なのに犯罪者として扱われたり有罪とされたりすること。 →裁判確定後に新たな証拠などのとき→(⑰)が行われる。</p>

[解答欄]

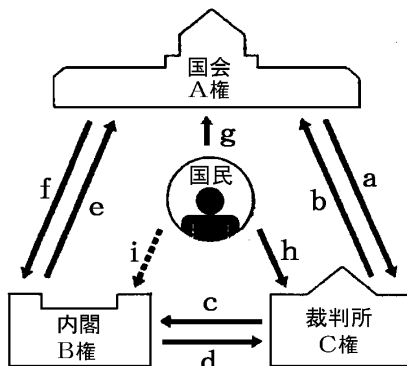
①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯
⑰			

[解答]① 民事 ② 原告 ③ 被告 ④ 和解 ⑤ 刑事 ⑥ 検察官 ⑦ 被疑 ⑧ 起訴
⑨ 被告人 ⑩ 裁判官 ⑪ 令状 ⑫ 弁護 ⑬ 公開 ⑭ 黙秘 ⑮ 無罪 ⑯ えん罪
⑰ 再審

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑭に適語を入れよ。

(①)	(①) : 権力を3つに分けそれぞれ独立した機関に担当させるしくみで、国の権力が1つの機関に(②)することを防ぎ、国民の自由や権利を守る
三権の関係	<p>Aは(③)権 Bは(④)権 Cは(⑤)権 (以下は、右図 a～i から選べ) 内閣総理大臣の指名 : (⑥) 衆議院の解散 : (⑦) 裁判官の指名・任命 : (⑧) 命令, 規則, 処分の違憲・違法審査 : (⑨) 法律の違憲審査 : (⑩) 裁判官の弾劾裁判 : (⑪) 選挙 : (⑫) 世論 : (⑬) 国民審査 : (⑭)</p>



[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭		

[解答]① 三権分立 ② 集中 ③ 立法 ④ 行政 ⑤ 司法 ⑥ f ⑦ e ⑧ d ⑨ c
 ⑩ b ⑪ a ⑫ g ⑬ i ⑭ h

[問題](2 学期期末など)

次の各問いに答えよ。

- (1) 裁判において、第一審の判決に不服があるとき、第二審を求めることを何というか。
- (2) 裁判において、第二審の判決に不服があるとき、第三審を求めることを何というか。
- (3) (1)、(2)のように、同一事件について、3回まで裁判を受けることができる制度を何というか。
- (4) 日本国憲法第76条に「すべて裁判官はその(①)に従い、独立してその職権を行ひ、この憲法及び(②)にのみ拘束される」と定めている。①、②にあてはまる語句を書け。
- (5) (4)のように裁判官が国会や内閣その他の機関から圧力や干渉を受けないことを何というか。
- (6) お金の貸し借り、土地の売り買い、相続などでもめごとが起こったとき、どちらか一方が相手方を訴えることで始まる裁判がある。そのような裁判を何というか。
- (7) (6)の裁判で、①訴えた人、②訴えられた人をそれぞれ何というか。
- (8) 刑事裁判において、被疑者を裁判所に訴えるのは誰か。
- (9) (8)が、被疑者を裁判所に訴えることを何というか。
- (10) 刑事裁判で裁判に訴えられた人を何というか。
- (11) 被疑者や(10)には、答えたくない質問には答えなくてもよい権利が認められている。この権利を何というか。
- (12) 被疑者や(10)は、有罪判決を受けるまでは何であると推定されるか。漢字2字で答えよ。
- (13) 行き過ぎた捜査や捜査の誤りなどにより、無実であるにもかかわらず、裁判で有罪判決を受けることがある。これを何というか。
- (14) 刑事裁判で刑が確定した後に、裁判の重大な誤りが疑われる場合に認められる、やりなおしの裁判の制度を何というか。
- (15) 司法制度改革の1つとして、くじで選ばれた国民が裁判に参加して、裁判官とともに有罪、無罪を決める制度を何というか。

[解答欄]

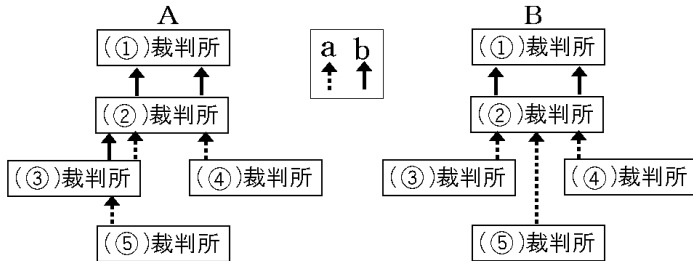
(1)	(2)	(3)	(4)①
②	(5)	(6)	(7)①
②	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)
(15)			

[解答](1) 控訴 (2) 上告 (3) 三審制 (4)① 良心 ② 法律 (5) 司法権の独立 (6) 民事裁判 (7)① 原告 ② 被告 (8) 検察官 (9) 起訴 (10) 被告人 (11) 黙秘権 (12) 無罪 (13) えん罪 (14) 再審 (15) 裁判員制度

[問題](2 学期中間など)

次の各問いに答えよ。

(1) 次の図中の①～⑤にあてはまる語句を書け。



- (2) 図中の②～⑤の裁判所をまとめて何裁判所というか。
 (3) 企業や個人など、私人間の争いを裁く裁判を何というか。
 (4) 犯罪について、有罪か無罪を決定する裁判を何というか。
 (5) (4)の裁判を表しているのは、図の A、B のうちのどちらか。
 (6) 図中の a と b は上級の裁判所に不服を申し立てることを示している。それぞれ何と
 いうか。
 (7) (6)のように、原則として1つの事件について3回まで裁判を受けることができるし
 くみを何というか。
 (8) (7)の制度がとられている理由を簡潔に説明せよ。
 (9) 裁判所が持つ、国会の定める法律や、内閣の行政処分などが憲法に違反していない
 かどうかを判断する権限を何というか。
 (10) 最高裁判所は、(9)について最終的に判断する権限を持っていることから、何と呼ば
 れているか。
 (11) 次の条文を見て、各問いに答えよ。

「すべて裁判官はその(A)に従い独立してその職権を行い、この(B)及び
 (C)にのみ拘束される」

- ① 条文の A～C にあてはまる語句を入れよ。
 ② この原則を何というか。
 ③ なぜこのような条文や原則があるのか説明せよ。

(12) 最高裁判所の裁判官をやめさせるべきかどうかを国民が投票で決めることを何というか。

(13) 裁判官を辞めさせるべきかどうかを決めるために、国会が設置する機関を何というか。

[解答欄]

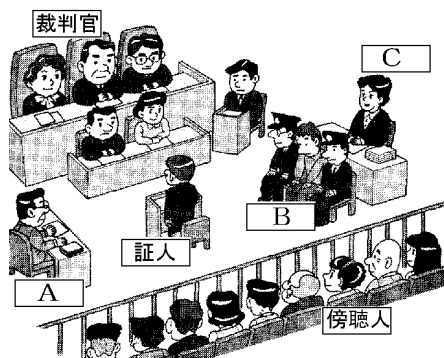
(1)①	②	③	④
⑤	(2)	(3)	(4)
(5)	(6)a	b	(7)
(8)			
(9)	(10)	(11)①A	B
C	②		
③			
(12)	(13)		

[解答](1)① 最高 ② 高等 ③ 地方 ④ 家庭 ⑤ 簡易 (2) 下級裁判所 (3) 民事裁判 (4) 刑事裁判 (5) B (6)a 控訴 b 上告 (7) 三審制 (8) 慎重な裁判によって人権を守るため。 (9) 違憲審査権 (10) 憲法の番人 (11)①A 良心 B 憲法 C 法律 ② 司法権の独立 ③ 公正中立な裁判を行うためには、裁判所が国会や内閣など他の権力から圧力や干渉を受けないことが必要であるから。 (12) 国民審査 (13) 弾劾裁判所

[問題](後期中間など)

次の各問いに答えよ。

- (1) 事件の被疑者を、裁判所に訴える右図の A はだれか。
- (2) (1)が被疑者を裁判所に訴えることを何というか。
- (3) 訴えられた右図の B は何と呼ばれるか。
- (4) 右図の C は B の利益を守る法律の専門家である。法廷では何と呼ばれるか。
- (5) 被疑者や B の人権保障について、次の文章中の①～⑥に適語を入れよ。



憲法では、(①)の場合を除いては裁判官が出した(②)なしには逮捕されないこと、自分に不利なことはいわなくてもよい(③)権、迅速な(④)裁判を受ける権利、(⑤)を依頼する権利などが保障されている。また、被告人は、有罪の判決を受けるまで(⑥)と推定される。

- (6) 無実であるのに、犯罪者として扱われたり有罪とされたりすることを何というか。
- (7) 裁判で刑が確定した後に、裁判の重大な誤りが疑われる場合に認められる、やりなおしの裁判の制度を何というか。
- (8) 有権者からくじで選ばれた人が刑事裁判に参加し、裁判官といっしょに被告人の有罪・無罪や刑の内容を決める制度を何というか。
- (9) (8)や法科大学院など、人々が利用しやすい裁判制度にするために進められてきた改革を何というか。

[解答欄]

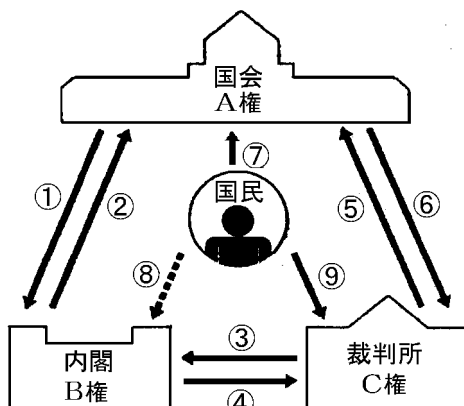
(1)	(2)	(3)	(4)
(5)①	②	③	④
⑤	⑥	(6)	(7)
(8)	(9)		

[解答](1) 検察官 (2) 起訴 (3) 被告人 (4) 弁護士 (5)① 現行犯 ② 令状 ③ 黙秘 ④ 公開 ⑤ 弁護士 ⑥ 無罪 (6) えん罪 (7) 再審 (8) 裁判員制度 (9) 司法制度改革

[問題](2 学期期末など)

右の図を見て、次の各問いに答えよ。

- (1) 図の A～C にあてはまる語句をそれぞれ漢字 2 字で答えよ。
- (2) (1)の三権が抑制しあい、均衡するしくみを何というか。
- (3) (2)のしくみが導入されている理由を、「権力」「集中」「自由や権利」の語句を使って説明せよ。
- (4) 図の①～⑨にあてはまる語句を次のア～ケから 1 つずつ選んで記号で書け。



- ア 内閣総理大臣の指名、内閣不信任決議
- イ 最高裁判所長官の指名など
- ウ 裁判官の弾劾裁判
- エ 国民審査
- オ 衆議院の解散
- カ 行政処分などの違憲・違法審査
- キ 法律の違憲審査
- ク 選挙
- ケ 世論

[解答欄]

(1)A	B	C	(2)
(3)			
(4)①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨			

[解答](1)A 立法 B 行政 C 司法 (2) 三権分立 (3) 国の権力が 1 つの機関に集中することを防ぎ、国民の自由や権利を守るため。 (4)① ア ② オ ③ カ ④ イ ⑤ キ ⑥ ウ ⑦ ク ⑧ ケ ⑨ エ

[印刷/他のPDFファイルについて]

※ このファイルは、FdData 中間期末社会公民(7,800 円)の一部を PDF 形式に変換したサンプルで、印刷はできないようになっています。製品版の FdData 中間期末社会公民は Word の文書ファイルで、印刷・編集を自由に行うことができます。

※FdData中間期末(社会・理科・数学)全分野のPDFファイル、および製品版の購入方法は <http://www.fdtex.com/dat/> に掲載しております。

下図のような、[FdData 無料閲覧ソフト(RunFdData2)]を、Windows のデスクトップ上にインストールすれば、FdData 中間期末・FdData 入試の全 PDF ファイルを自由に閲覧できます。次のリンクを左クリックするとインストールが開始されます。

【 <http://fddata.deci.jp/lnk/instRunFdDataWDS.exe> 】

※ダイアログが表示されたら、【実行】 ボタンを左クリックしてください。インストール中、いくつかの警告が出ますが、[実行][許可する][次へ]等を選択します。

【イメージ画像】



【Fd教材開発】 (092) 404-2266

<http://www.fdtex.com/dat/>